

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年4月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500123号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600002号

第1 結論

請求者のA社における昭和62年5月1日から同年7月1日までの期間、平成2年7月1日から同年10月1日までの期間、平成9年11月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成18年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和62年5月及び同年6月の標準報酬月額を12万6,000円から15万円に、平成2年7月から同年9月までの標準報酬月額を18万円から20万円に、平成9年11月から平成10年3月までの標準報酬月額を26万円から30万円に、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を22万円から30万円に、同年10月の標準報酬月額を19万円から32万円に、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を19万円から30万円に、平成11年1月から同年3月までの標準報酬月額を19万円から32万円に、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を19万円から30万円に、同年10月から平成12年2月までの標準報酬月額を18万円から30万円に、同年3月の標準報酬月額を18万円から28万円に、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を18万円から30万円に、同年10月から平成13年6月までの標準報酬月額を19万円から28万円に、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を19万円から32万円に、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を20万円から30万円に、同年12月から平成14年5月の標準報酬月額を20万円から32万円に、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を20万円から30万円に、同年8月の標準報酬月額を20万円から32万円に、同年9月の標準報酬月額を20万円から30万円に、同年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を22万円から32万円に、平成18年7月の標準報酬月額を26万円から30万円に訂正する。

昭和62年5月、同年6月、平成2年7月から同年9月まで、平成9年11月から平成15年8月まで及び平成18年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年5月、同年6月、平成2年7月から同年9月まで、平成9年11月から平成15年8月まで及び平成18年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和61年4月1日から平成25年9月1日まで

ねんきん特別便が届いた頃に、A社の事業主から社会保険の届出に係る報酬月額を本来の支給額より低額で届出をしていた期間があることを聞いたが、その後、解決策が示されないまま、会社は倒産し解雇された。入社から退職するまでの全ての給料支払明細書を年金事務所で確認してもらったところ、事業主が低額で届出をしていた期間以外にも、記録されている標準報酬月額に見合う保険料額と控除額が合っていない期間があるということであった。ついては、請求期間に係る給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者が、請求期間のうち昭和62年5月、同年6月、平成2年7月から同年9月まで、平成9年11月から平成15年8月まで及び平成18年7月において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和62年5月及び同年6月は15万円、平成2年7月から同年9月までは20万円、平成9年11月から平成10年9月までは30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は、30万円、平成11年1月から同年3月までは32万円、同年4月から平成12年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から平成13年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月から平成14年5月までは32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月から平成15年8月までは32万円、平成18年7月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は、社会保険事務を適切に行っていなかった時期があり、保険料の納付は、社会保険事務所（当時）から届く納付書に記載された額を納付していたことを認めていることから、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和61年4月から昭和62年4月まで、同年7月から平成2年6月まで、同年10月から平成9年10月まで、平成15年9月から平成18年6月まで、同年8月から平成25年8月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれかが、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同

額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500121号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年1月1日から平成4年7月1日まで

平成元年9月まで在籍していたB社とその後在籍していたA社は関連会社であり、同社には営業部長として異動したため、請求期間においてB社のときより給与が下がることはあり得ない。

請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「B社からA社には営業部長として異動したため、B社のときより給与が下がることはあり得ない。」旨主張しているものの、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主からも回答が得られず、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A社の請求期間当時の経理事務担当者は、「請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について覚えていないが、保険料の納付については、社会保険事務所(当時)からの請求金額どおりの保険料を納付しており、給与から控除した保険料が余ることはなかった。」旨陳述していることから判断すると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえる。

さらに、請求者と同様にA社の営業部長であり請求者と同等の給与をもらっていたとして請求者が名前を挙げた同僚の標準報酬月額は、請求者と同額になっていることがオンライン記録により確認できることから、当該同僚は、「自分の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低額となっている期間があるのかは分からない。」旨回答している上、請求者及び当該同僚の標準報酬月額が見直された形跡は認められない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。